

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成20年中の国会状況

平成20年中には次の2国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第169回通常会	20. 1.18	20. 6.21	156日間
第170回臨時会	20. 9.24	20.12.25	93日間

2 第169回国会(通常会)の総括

(1) 会 期

第169回国会は越年となった臨時国会の閉会日(1月15日(火))から3日後の1月18日(金)に召集された。

会期は当初6月15日(日)までの150日間とされていたが、6月13日(金)に6月21日(土)まで6日間延長され、156日間の会期となった。

(2) 開会式、施政方針演説と代表質問

1月18日(金)に開会式が行われ、同日の(衆)(参)本会議で福田内閣総理大臣の施政方針演説、高村外務大臣の外交演説、額賀財務大臣の財政演説、大田国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

福田総理は施政方針演説で、国民本位の行財政への転換、社会保障制度の確立と安全の確保、活力ある経済社会の構築等の基本方針を示し、「今年は『生活者や消費者が主役となる社会』へのスタートの年」と位置づけ、消費者行政を一元的に進めるため、強い権限を持つ新組織を発足させる考えを表明した。

政府四演説に対する代表質問は、衆議院では1月21日(月)、22日(火)の2日間、参議院では22日(火)、23日(水)の2日間行われた。

(3) 予 算 審 議

ア 予算案の提出と提案理由説明

平成19年度補正予算案及び平成20年度総予算案は、今国会召集日の1月18日(金)に提出され、両案について、衆議院では1月25日(金)に、参議院では1月29日(火)に提案理由説明が行われた。

イ 補正予算審議

補正予算審議を行うにあたり、まず1月25日(金)に集中審議が行われた。その後、提案理由説明、質疑を経た後、29日(火)に(衆)本会議で可決され(参)に送付された。

参議院では、2月6日(水)に(参)本会議で採決され反対多数で否決された。

このため、両院協議会が開かれ協議されたが、成案を得られなかったことから、憲法第60条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となり、6日(水)に補正予算案は成立した。

ウ 本予算審議

衆議院では2月7日(木)から平成20年度本予算の審議が始まり、ガソリンの暫定税率、道路特定財源のほか、イージス艦と漁船との衝突等が議論された。

両院議長あっせんにより「総予算の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議をした上で年度内に一定の結論を得る」とされたことを踏まえ、20日(水)には、(衆)予算委で初となる地方公聴会が開催され、22日(金)に中央公聴会が開催された。29日(金)の締めくくり質疑・採決では、野党は「十分な審議が尽くされていない」として、締めくくり質疑・採決を欠席し、与党のみで行われた。同日の(衆)本会議では、共産党を除く野党が欠席の下、採決が行われ可決した。野党は、与党が強行採決を行ったとして、この採決を巡り、強く反発した。

参議院では3月4日(火)、5日(水)、6日(木)と委員長職権で委員会が立てられたが、野党が欠席したため、定足数に満たないことから委員会はいずれも流会となった。その後、予算審議は13日(木)から開始された。

28日(金)に(参)予算委で締めくくり質疑・採決が行われ反対多数で否決され、同日の(参)本会議では反対多数により平成20年度総予算は否決された。

このため両院協議会が開かれ、協議されたが、成案を得られなかったことから、憲法第60条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となり、28日(金)に平成20年度総予算は成立した。

(4) 決 算 審 議

平成18年度決算は、第168回国会開会中の平成19年

11月20日(火)に(衆)(参)両院に提出され審議が続けられていた。今国会では、1月18日(金)に(衆)(参)とも委員会付託された。

ア (衆)決算行政監視委

農水省は、厚労省、経産省とともに第3分科会で審査されることとなり、4月21日(月)及び22日(火)に行われた。

6月6日(金)には、締めくり総括質疑・採決が行われ、議決が行われた。農水省に対しては、食の安全・安心、担い手の育成、農山漁村の活性化に対して指摘が行われた。

イ (参)決算委

農水省の省庁別審査は、5月12日(月)に経済産業省、環境省、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫関係とともに行われた。

6月9日(月)には、締めくり総括質疑・採決が行われ、平成18年度決算は否決された。

その際、審査措置要求決議案及び警告決議案の取扱いについて与野党の意見が一致しなかったことから、両決議案の議決は行われなかった。

(5) 法 案 審 議

ア 法案審議概要

政府提出法案は、新規提出法案80件、継続法案4件であり、新規提出法案のうち63件が成立(成立率79%)、継続法案からは成立法案はなかった。

(衆)議員提出法案は、新規提出法案32件のうち14件が成立し、継続法案33件からは成立法案はなかった。

(参)議員提出法案は、新規提出法案27件のうち3件が成立し、継続法案8件からは成立法案はなかった。

イ 重要法案等の審議結果

① 租税特別措置法案等歳入法案

ガソリン税の暫定税率等を含む租税特別措置法案等歳入法案の扱いが焦点となった。

衆議院では2月29日(木)の(衆)本会議で共産党を除く野党が欠席する中可決したが、参議院では法案の委員会付託が行われないまま年度末目前となった。

3月28日(金)には、両院議長立会いの下、与野党幹事長で税法の年度末処理について協議が行われ、ガソリン税の暫定税率を除く租税特別措置について「つなぎ法案」に合意し、3月31日(月)の(衆)(参)本会議で可決し成立した。

このため、4月1日(火)からガソリン税の暫定税率については廃止され、ガソリン価格が値下げ

されることとなった。

その後、歳入法案については、参議院で採決に至らなかったことから、憲法第59条の規定に基づき、衆議院議決後60日後となる4月30日(水)に衆議院で再議決し、成立した。このため、ガソリン税の暫定税率も5月1日(木)から復活し、ガソリン価格は値上げされることとなった。

② 道路財源特例法案

道路財源特例法案については、3月13日(木)に衆議院を通過したが、福田総理は3月27日(木)に道路特定財源を廃止し、平成21年度から一般財源化することを表明した。

参議院では5月9日(金)に(参)財金委員会で否決、5月12日(月)に(参)本会議で否決されたものの、5月13日(火)に(衆)本会議で再議決され成立した。

③ 同意人事

第169回国会では、国会同意人事について、過去最多となる9人が参議院で不同意とされた。

(6) 福田総理問責決議案の提出

ガソリンの暫定税率、道路特定財源に関する税制関連法案についての衆議院での再議決、日銀総裁人事をめぐる状況や年金問題、後期高齢者医療制度への対応を背景に、野党は福田総理問責決議案を6月11日(水)に提出し、(参)本会議において可決された。総理への問責決議案が可決されるのは、現行憲法下で初であった。

一方、衆議院では12日(木)に内閣信任決議案を提出し可決した。

(7) 会 期 延 長

会期末が迫る中、(参)外防委においては、条約と法案の審議を求める与党に対し、野党からは防衛省への過剰接待に関する証人喚問が求められ、議論が平行線のまま審議が行われない状況が続いていた。会期延長が無い場合、衆議院から(参)に送られた日 ASEAN 経済連携協定等条約6本が不承認となることから、自然承認となる6月21日(土)までの6日間の会期延長が、6月13日(金)の(衆)本会議で議決された。

(8) 農林水産委員会関係

ア 農水省提出法案の審議結果

農水省からは6件(年度末の日切れ法案1件、同扱い法案2件、予算関連2件)の法案を提出し、全てが成立した。

なお、年度末までに成立することが困難と見込まれた生糸輸入調整法廃止法案(日切れ扱い法案)については、(衆)農水委において与党から「施行期日

を、4月1日から公布の日に改める」旨の修正案が提出され、可決された。

なお、農水省が共管となる、ペット用飼料安全確保法案は環境委で、農商工連携法案は経産委で、観光圏整備法案は国交委で審議されそれぞれ成立した。

イ 主な議員提出法案の動き

① (参) 農業者戸別所得補償法案

第168回国会(臨時会)の(衆)農水委で継続とされ、今国会では1月18日(金)に農水委に付託された。

5月8日(木)に質疑、採決が行われ、賛成少数で否決された。

② 食の安全・安心対策関連3法案

((衆)食品情報管理システム法案、(衆)農林物資規格化法案、(衆)食品安全性確保法案)

中国産冷凍ギョウザによる食中毒問題や相次ぐ消費期限及び製造日、原材料表示等の偽装事件等を踏まえ、民主党から4月17日(木)に衆議院に提出された。

5月15日(木)に(衆)農水委に付託されるとともに同日提案理由説明が行われた。その後、審議が行われないまま継続審議とされた。

③ (衆) 有明特措法延長

1月18日(金)に(衆)農水委に付託されたが、今国会では審議は行われず、継続審議とされた。

ウ その他の審議事案

国際的な原油価格、穀物価格の高騰を受け、農林水産業への影響等について議論された。

畜産物価格については、2月20日(水)に(衆)(参)農水委で委員会決議が行われた。その後、畜産物価格が期中改訂されることとなり、(参)農水委「食料需給ひっ迫及び価格高騰問題決議」が行われた。

昨年度実施された米緊急対策のうち、農業団体が取り組むこととなった18年産米の販売残10万トン相当量の自主的な非主食用(飼料)への処理について議論をするため、(衆)農水委では4月2日(水)に全中・全農常務を、(参)農水委では4月10日(木)に全中・全農の担当理事及び常務を参考人として招致し、質疑が行われた。

6月2日(月)から8日(日)にかけて若林農林水産大臣は、FAOの世界の食料安全保障に関するハイレベル会合、OECD閣僚理事会及びWTO非公式閣僚会合に出席し、その報告を6月10日(火)の(参)農水委で行った。

3 第170回国会(臨時会)の総括

(1) 臨時国会召集、会期、首班指名、組閣

臨時国会は9月24日(水)に召集された。会期は当初11月30日(日)までの68日間とされていたが、11月28日(金)に12月25日(木)までの25日間の会期延長が行われ、会期は93日間となった。

9月24日(水)の(衆)(参)本会議では、議席の指定、特委の設置等院の構成が行われるとともに、首班指名が行われた。衆議院では自民党麻生総裁、参議院では民主党小沢代表が指名され、憲法の規定により、衆議院の議決が国会の議決となり、麻生太郎総裁が第92代内閣総理大臣に指名された。

同日に組閣が行われ、農林水産大臣には石破茂衆議院議員が任命された。

29日(月)に副大臣、大臣政務官の任命が行われ、農林水産省では(衆)(公)石田祝稔副大臣、(衆)(自)近藤基彦副大臣、(衆)(自)江藤拓大臣政務官、(参)(自)野村哲郎大臣政務官が任命された。

(2) 開会式、所信表明演説と主な議論

9月29日(月)に開会式が行われるとともに、(衆)(参)本会議において、常任委員長の選任等のほか、麻生内閣総理大臣の所信表明演説と補正予算提出に伴う中川昭一財務大臣の財政演説が行われた。

麻生総理は、所信表明演説において、日本経済は全治3年と位置づけ、日本経済の立て直しに最優先に取り組むとした。また、農水省関係では事故米穀問題への対応、食料自給率50%を目指すことなどが表明された。

所信表明演説に対する代表質問は、(衆)本会議において10月1日(水)、2日(木)の2日間、(参)本会議において2日(木)、3日(金)の2日間行われた。

(3) 補正予算審議

政府は9月29日(月)に「安心実現のための緊急総合対策」として平成20年度第一次補正予算(総額1兆8千億円)を提出した。

農林水産省関係では、燃油・飼料・肥料価格の高騰対策、強い農林業の創出対策、森林吸収源対策、災害対策等に総額2,602億円が計上された。

衆議院では、10月8日(水)に(衆)予算委で可決、同日(衆)本会議において可決し、(参)に送付された。

参議院では、16日(木)に(参)予算委で可決、同日(参)本会議において可決し、成立した。

(4) 法案審議

ア 法案審議概要

政府提出法案は、新規提出法案15件のうち10件が

成立(成立率66.7%)し、継続法案19件のうち4件が成立した。

(衆)議員提出法案は、新規提出法案3件のうち1件が成立、継続法案37件からは成立法案はなかった。

(参)議員提出法案は、新規提出法案13件、継続法案5件からは、いずれも成立法案はなかった。

イ 重要法案の審議結果

① テロ対策補給支援特措法案

テロ対策のためインド洋での自衛隊による給油・給水を行う補給支援活動の期限が21年1月15日(木)までとなっており、これを1年延長する法案が9月29日(月)に衆議院に提出された。

同法案は衆議院では、テロ防止・イラク支援特別委員会において10月20日(月)に可決、翌21日(火)の衆議院本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、22日(水)の(参)本会議で趣旨説明・質疑を行い、外交防衛委員会において12月11日(木)に否決、翌12日(金)に(参)本会議で否決され、衆議院に返付された。

衆議院では同日の本会議において、憲法第59条第2項の規定に基づき再議決を行い、出席議員3分の2以上の多数で再可決され、成立した。

② 金融機能強化法案

米国でのサブプライムローン問題を契機に金融不安が世界的に広がった。

こうした中、政府は10月24日(金)に国内金融機関に対する国からの資本支援を内容とする金融機能強化法案を衆議院に提出した。

同法案は、農林中金などの協同組織金融機関についても国からの資本支援の対象とするものであり、議論が行われた。

同法案は、衆議院では28日(火)に本会議で趣旨説明・質疑を行った後、財金委で11月5日(水)に修正の上可決した。翌6日(木)に(衆)本会議において同法案は修正議決の上、参議院に送付された。

参議院では、11月7日(金)の本会議で趣旨説明・質疑を行った後、12月11日(木)に民主党提案の修正案を可決(可否同数のため委員長決裁)した。翌12日(金)の本会議において同法案は修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、参議院からの回付案について不同意とし、憲法第59条第2項の規定により、出席議員3分の2以上の多数により再可決し、同法案は衆議院の議決のとおり成立した。

③ 消費者庁設置関連3法案

福田前総理が重要課題の一つとして挙げていた消費者庁設置関連3法案は、9月29日(月)に衆議院に提出され、12月19日(金)に内閣委員会に付託されたものの、審議は行われず、継続法案となった。

(5) 農林水産委員会

ア 法案審議

第170国会には、農水省からの法案の提出はなかった。

議員立法については、金融機能強化法案が審議される中、民主党から、農協、漁協、土地改良区等に政治的中立性を求めることを内容とする(参)農協法等改正案が11月25日(火)に提出された。

本法案は、12月11日(木)に提案理由説明を行ったが、審議は行われず、継続法案となった。

イ 所信的挨拶等

① (衆)農水委

11月11日(火)に石破農林水産大臣による所信的挨拶、副大臣及び大臣政務官の就任挨拶が行われた。

19日(水)に大臣の所信的挨拶に対する質疑が行われた。

② (参)農水委

11月11日(火)に石破農林水産大臣による所信的挨拶、副大臣及び大臣政務官の挨拶、事故米穀問題に対する報告聴取が行われた。

13日(木)に大臣所信的挨拶に対する質疑及び事故米穀問題に対する質疑が行われた。

ウ その他の審議事案

(事故米穀問題)

9月5日(金)に事故米穀が食用に流通していた事案が公表され、その後、事故米穀の流通の追跡や在庫の確認、業者への風評等で問題となっていた事故米穀問題については、予算委等で議論されたほか、(参)農水委において、以下のとおり厳しく追及された。

11月11日(火) 事故米穀問題に対する報告聴取

13日(木) 事故米穀問題に対する質疑

12月9日(火) 事故米穀問題に対する報告聴取及び質疑

(6) 衆議院解散要求決議案、参議院

民主、社民、国民新党が参議院に提出し可決した緊急雇用対策関連4法案が、12月24日(水)、(衆)本会議で否決された。

これを受け民主党は同日、衆議院解散要求決議案を衆議院に提出したが、同日の(衆)本会議で否決された。

また、同日、民主党は参議院審議権尊重決議案を参議院に提出し、可決された。

第2節 新聞発表等

1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (2) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要
- (3) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付
- (4) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等620件の名義使用承認を行った。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(1) 農産等6部門

第47回農林水産祭参加表彰行事（平成19年8月1日から平成20年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は305行事であり、交付した農林水産大臣賞は507点であった。

農林水産大臣賞受賞507点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：八木宏典氏）において行われた。

(2) むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大

臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の候補として推薦のあった7点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

2 農林水産祭式典等

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（日）11時30分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、近藤農林水産副大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、今村（財）日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、近藤農林水産副大臣から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇后両陛下下拝謁及び業績説明

平成21年1月22日（木）14時に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

(3) 実りのフェスティバル

第47回実りのフェスティバルは、11月14日（金）から15日（土）の2日間、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西4ホール及び屋上展示場において開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下にご視察をいただいた。

会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、政府特別展示コーナーでは、「食料自給率の向上と地球温暖化への対応に向けて」をテーマとして、機能性成分を多く含む新品種・新食品やバイオマスの利活用などについて紹介したほか、「移動消費者の部屋」を設置して消費者からの相談などに応じた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、新しい農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び29の農林水産関係団体による農林水産業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「日曜大工教室」、「親子の乗馬体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を

得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、17道県・6団体から提供された農林水産物を、東

京都社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約47,000人であった。

I 平成20年度（第47回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

1 天皇杯受賞者

部 門	出品財	住 所	氏 名 等	表 彰 行 事
農 産	経 営 (大 豆)	福岡県筑後市	農事組合法人百世 (代表 下川 繁)	第36回全国豆類経営改善共励会
園 芸	経 営 (洋 ら ん)	栃木県宇都宮市	(株)キヌナーセリー (代表 齋藤 英夫)	第57回全国農業コンクール
畜 産	経 営 (肉 用 牛 繁 殖)	沖縄県石垣市	多字 司* 多字 明子*	全国草地畜産コンクール
蚕糸・ 地域特産	経 営 (こ ん に ゃ く)	群馬県利根郡昭和村	グリーンリーフ(株) (代表 澤浦 彰治)	第57回全国農業コンクール
林 産	産 物 (木 材)	大分県日田市	(株)日田十条 (代表 瀬戸 基彦)	第35回 J A S 製材品普及推進 展示会
水 産	産 物 (水 産 練 製 品)	和歌山県田辺市	(株)たな梅本店 (代表 鈴木 隆平)	第60回全国蒲鉾品評会
む ら づくり	む ら づ く り 活 動	新潟県上越市	櫛池地区農業振興会 (代表 小山 文男)	第30回豊かなむらづくり全国 表彰事業

2 内閣総理大臣賞受賞者

部 門	出品財	住 所	氏 名 等	表 彰 行 事
農 産	経 営 (水稲・麦・大豆)	石川県金沢市	宮川 美智夫	第57回全国農業コンクール
園 芸	経 営 (醸 造 用 ぶ どう)	北海道樺戸郡浦臼町	(有)鶴沼ワイナリー (代表 今村 直)	第9回全国果樹技術・経営コ ンクール
畜 産	経 営 (肉 用 牛 一 貫)	島根県益田市	農事組合法人松永牧場 (代表 松永 和平)	平成19年度全国優良畜産経営 管理技術発表会
蚕糸・ 地域特産	産 物 (茶)	愛知県豊田市	石川 哲雄	第39回愛知県茶品評会
林 産	技 術 ・ ほ 場 (苗 ほ)	宮城県東松島市	大原 繁	平成19年度全国山林苗畑品評 会
水 産	経 営 (漁 業 経 営 改 善)	宮崎県延岡市	北浦養殖マサバ協業体 (代表 中西 茂広)	第13回全国青年・女性漁業者 者交流大会
む ら づくり	む ら づ く り 活 動	秋田県仙北市	田沢湖牛銘柄確立推進組合 (モートピア神代) (代表 藤村 正喜)	第30回豊かなむらづくり全国 表彰事業

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部 門	出品財	住 所	氏 名 等	表 彰 行 事
農 産	経 営 (水稲・麦・大豆)	滋賀県長浜市	前田 和宏	第67回中日農業賞
農 産	生 活 改 善 (生 活 改 善)	兵庫県佐用郡佐用町	ほほえみ会 (代表 井口 美子)	平成19年度農山漁村いきいき シニア活動表彰
園 芸	経 営 (青 ね ぎ 等)	広島県安芸高田市	広島北部農業協同組合クリ ーナルチャージグループ (代表 桑原 博)	第37回日本農業賞
畜 産	経 営 (酪 農)	茨城県東茨城郡茨城町	海老澤 隆志	第38回全国酪農青年女性酪農 発表大会
蚕糸・ 地域特産	産 物 (畳 表)	熊本県八代郡氷川町	早川 猛	第33回熊本県い業大会い草・ い製品品評会

林 産	経 (林業)	栃木県大田原市	帝国造林(株) (代表 植竹 雅弘)	全国林業経営推奨行事
水 産	産 (水産加工品)	宮城県気仙沼市	(株)カネダイ (代表 佐藤 亮輔)	第34回宮城県水産加工品品評会
むらづくり	むらづくり活動	佐賀県伊万里市	川内野集落 (代表 平川 敏男)	第30回豊かなむらづくり全国表彰事業

(注) 氏名等欄に*印を付したものは、夫婦連名の表彰である。

Ⅱ 農林水産祭むらづくり部門（第30回豊かなむらづくり全国表彰事業）農林水産大臣賞受賞団体

（東北ブロック）

岩 手	二戸市足沢地区	きばって足沢・70の会
宮 城	丸森町耕野芦沢地区	丸森町耕野芦沢集落
○秋 田	仙北市田沢湖神代地区	田沢湖牛銘柄確立推進組合（モートピア神代）

（関東ブロック）

栃 木	鹿沼市栗野地区	中・入栗野むらづくり推進協議会
○群 馬	渋川市行幸田地区	行幸田地域営農推進協議会
静 岡	沼津市戸田地区	NPO法人 戸田塩の会

（北陸ブロック）

○新 潟	上越市清里区櫛池地区	櫛池地区農業振興会
------	------------	-----------

（東海ブロック）

○三 重	津市美里町	美里フラワービレッジ
------	-------	------------

（近畿ブロック）

滋 賀	東近江市	読合堂営農組合
○京 都	京丹後市	岩木営農組合

（中国・四国ブロック）

○島 根	隠岐郡隠岐の島町久見	久見区
岡 山	赤磐市馬屋	農業後継者ふれあい市場「稚媛の里」
愛 媛	宇和島市三間町迫目	農事組合法人はざめ

（九州ブロック）

○佐 賀	伊万里市東山代町川内野	川内野集落
宮 崎	西都市銀鏡地区	銀鏡むらづくり推進会
鹿児島	曽於市中谷地区	中谷地区むらづくり委員会

(注) ○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春秋叙勲

ア 平成20年4月29日（123名）

旭日重光章（1名）
 旭日中綬章（1名）
 旭日小綬章（7名）
 旭日双光章（33名）
 旭日単光章（46名）
 瑞宝中綬章（11名）
 瑞宝小綬章（14名）
 瑞宝双光章（1名）
 瑞宝単光章（9名）

イ 平成20年11月3日（112名）

旭日重光章（1名）
 旭日中綬章（2名）
 旭日小綬章（11名）
 旭日双光章（29名）
 旭日単光章（34名）
 瑞宝重光章（1名）
 瑞宝中綬章（6名）
 瑞宝小綬章（12名）
 瑞宝双光章（2名）
 瑞宝単光章（14名）

2 春秋褒章

ア 平成20年4月29日（50名）

緑綬褒章（1団体）
 黄綬褒章（35名）
 藍綬褒章（14名）

イ 平成20年11月3日（48名）

黄綬褒章（30名）
 藍綬褒章（18名）

第5節 協同組合検査

1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組

合員の負託にこたえ、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成20年度の検査方針

農林水産省においては、平成20年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う連合会については原則毎年検査を実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～5年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査実施に当たっての留意事項

(ア) 法令等遵守態勢の確立、不正・不祥事件の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施

(イ) バーゼルⅡの実施、金融商品取引法の施行経営環境の悪化等の法令や社会情勢の変化に的確に対応した柔軟な検査の実施

(ウ) 社会的影響の大きい団体等に対する重点的な検査の実施

(エ) 都道府県からの要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受け入れ

ウ 検査重点項目

(ア) 役職員の法令等遵守態勢の確保及び内部統制の確立

(イ) 不正・不祥事件の再発防止等の取組状況の検証

(ウ) 財務状況の健全性確保の検証（信用・共済事業の自己査定及び償却・引当の適切性の検証を含む。）

(エ) 内部監査及び監事監査の実施状況の検証

3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査従事者の人員（20年度末）

本省85人（19年度末80人）

地方農政局60人（19年度末60人）

（沖縄総合事務局2名を含む。）

イ 研修実績

(ア) 協同組合検査職員研修

初任者研修（基礎コース）

5日間143名

応用資産査定演習（中堅向け）	3日間	79名
中堅総合研修	4日間	67名
アップ・トゥデイト研修	3日間	40名
初任者研修（発展コース）	5日間	107名
金融商品・会計研修	5日間	62名
春期協同組合検査部部内研修	2日間	20名
秋期協同組合検査部部内研修	2日間	12名
(イ) 検査能力養成研修		
事前研修	10日間	2名
インターン研修	5日間	1名
(ウ) 通信教育		
証券アナリストコース	8ヶ月間	2名
ビジネス実務法務検定2級	3ヶ月間	2名

税理士本格受験コース	10ヶ月間	2名
行政書士コース	7ヶ月間	1名
宅地建物取引主任者コース	6ヶ月間	4名

4 検査の実績等

20年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表1のとおりである。

- ア 法令等遵守態勢の整備・強化
- イ 不正・不祥事件の未然防止等への対応
- ウ 個人情報保護・貯金者データ整備の適正化
- エ 資産の自己査定及び償却・引当の適正化
- オ 信用リスク管理態勢の整備・強化

表1 協同組合検査実績

	対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人日数
農業協同組合連合会等	183	73	39.9	784	5,352
森林組合連合会	47	17	36.2	179	651
水産業協同組合連合会等	89	45	50.6	470	1,898
農業信用基金協会	47	13	27.7	92	284
漁業信用基金協会	42	22	52.4	120	266
合計	408	170	41.7	1,645	8,451

第6節 情報の受発信

1 ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、内容の分かりやすさ、アクセシビリティの改善とともに、作成・管理の利便性を向上し、専門的な知識がなくても更新作業が行えることを念頭に、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入した。これにより、プレスリリースをはじめとする各種ページのフォーマットの統一を図るなど、利用者の立場で分かりやすいコンテンツ作成に努めた。また、ホームページ公開サーバの最適化で地方機関等を集約し、一元的な管理体制を構築した。

なお、平成20年度の省のトップページアクセス件数は、799万件であった。（参考：平成19年度トップページアクセス件数、458万件）

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、農林水産省メールマガジンを毎週金曜日に発行するとともに、食品安全エクスプレスなど専門

メールマガジンの発行も行った。

平成20年度末時点の本省発行のメールマガジン発行数は22誌、読者は延べ13万2千人となった。（参考：平成19年度末時点メールマガジン発行数22誌、読者は延べ12万3千人）

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「aff（あふ）」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を一般消費者として、農林水産業における先駆的な取り組みや農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月16,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月号をホームページにも掲載した。

また、誌面内容の企画、改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

さらに、特徴的な取り組みとして、平成20年9月に発生した事故米穀問題について、読者から「aff」で取り上げて説明するべきとの意見を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすべく、当初予定していた内容を急遽変更し、事故米穀問題の特集号（平成20年12月24日発行。12月号）を作成した。

(2) 農林水産省年報

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの農林水産省の取組、農林水産省施策を取りまとめ、農林水産省年報19年度版として発行し、ホームページにも掲載した。

(3) 農林水産省パンフレット

平成19年度に、構成を施策分野別からテーマ別に見直し、農林水産省側の目線で施策を紹介する内容であったものを、国民の目線で、国民の日常生活との関わりから農林水産省の取組や施策を紹介する内容に見直した。平成20年度においては、平成19年度の見直しを基本として、変更が必要なデータ等を修正の上作成し、来庁者等へ配布するとともに、ホームページにも掲載した。

(4) みんなで農業。『BRUTUS』

株式会社マガジンハウス発行の雑誌『BRUTUS』に、特集企画「みんなで農業。」を掲載。読者層を「(特に感性が高い)消費者」に絞った広報を展開した。雑誌1冊すべてを使った本企画の反響は大きく、他のメディアでも農業企画に追随する傾向が見られた。

(平成21年2月15日発行、発行部数79,500部)

(5) 中学校教師用解説書「食料の未来とわたしたちの“いま”」

現在の食料問題について、学習の機会を拡げるため、食料問題に関するDVD映像資料「食料の未来を確かなものにするために」(平成19年度作成)と併用して中学校の授業で活用するための教師用解説書を作成し、全国の中学校及び教育委員会に配布した。

(6) 省 内 報

省内コミュニケーションの活性化、ビジョン・ステートメントの浸透・実行の円滑化、個人としての人間力の向上等を目的として、省内報「まふのわ」を発行。幹部や地方職員等へのインタビュー記事、省内各課の仕事紹介を中心に掲載した。

(平成20年5月19日創刊、平成20年度は65号発行)

3 映像、ラジオ等

(1) 農林水産省チャンネル

映像を使った迅速かつ正確な情報伝達を目的として、利用者の多い民間の動画配信サイト(「YouTube」及び「Yahoo! JAPAN」)に公式サイトを開設し、大臣会見、施策紹介映像を中心に動画配信を開始した。

(開設日:平成20年10月3日)

(2) ラ ジ オ

「農林水産ダイヤル」

ラジオ NIKKEI において、毎週日曜日の10分間、平

成20年4月から平成21年3月の間に計47回放送された農林漁業者向けの番組「農林水産ダイヤル」の制作に際し、農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び統計結果等を提供した。

4 地域での取組

全国の地方農政局及び農政事務所では、農林水産施策の内容とその実行過程の透明性を図り、国民の施策に対する理解の醸成を目的として、地域の説明会・会議への参画、国民への個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、地方公共団体、農協等関係団体に対し、農林水産施策の情報を丁寧で分かりやすく説明するとともに、これら施策に対する国民各層の意見・要望や現地情報を収集する取組を行った。

また、都道府県、農協等から発信されている地域の農林水産関係情報を国民が容易に入手できるよう、各地方農政局等のホームページ上の専用サイト(地域情報ネットワーク)から、情報発信を行った。

5 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成20年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

(1) テ レ ビ

ア 「新ニッポン探検隊！」

日本テレビ 日曜日6:30~6:45 他30局

(身近な情報を取材VTRによる“探検リポート”や有識者等のインタビューを交えながら紹介する。)

○ 都市と農山漁村の共生・対流等10件

イ 「ご存じですか」〜くらしナビ最前線〜

日本テレビ 月・金曜日11:25~11:30 他30局

(国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、各府省の担当者や有識者等が出演し、主婦層を主な対象に解説する。)

○ 地球環境に果たす農地・農業用水の役割等6件

ウ 「キク！みる！」

フジテレビ 金曜日22:52~23:00 他1局

(暮らしに関係の深いタイムリーな話題を取り上げ、取材VTRにより分かりやすく紹介する。)

○ めざましごはんキャンペーン等3件

エ 「峰竜太のナッ得！ニッポン」

BS 朝日 月曜日21：00～21：30（再放送：日曜日11：00～11：30）

（政府が現在取り組んでいる施策について、取材VTRを挟みながらゲストとのトークやクイズを実施し、幅広い年齢層を対象に紹介する。）

○ 耕作放棄地の解消に向けて等4件

オ 「Just Japan プラス」

テレビ神奈川 土曜日22：00～22：30 他15局

（国民生活に密着した施策について、取材VTRを含むスタジオトークにより、わが国が直面している諸課題についての理解を深める。）

○ 低炭素社会づくり行動計画等3件

カ 「MY JAPAN」

スタジオに多彩なゲストを招き、豊かな国づくりに向けた様々な取り組みを紹介する。

○ 捕鯨問題について等3件

(2) ラ ジ オ

ア 「栗村智のHAPPY！ニッポン！」

ニッポン放送 土曜日7：00～7：30 他10局

（暮らしに関係の深い行政の話題について、有識者等とのトークを中心に国民各層を対象に分かりやすく解説する。）

○ めざましごはんキャンペーン

イ 「中山秀征のBEAUTIFUL JAPAN!」

（若い世代に関心のあるテーマを取り上げ、トークとCMを通じて施策の基本を解説する。）

○ 食料自給率の向上等3件

(3) 出 版 物

「Cabi ネット」（A4変形判、20年度は11回発行。総理の動きや政府の施策を分かりやすく伝えるビジュアル誌。）

○ 食料自給率の向上

(4) 新 聞 広 告

「美しい森林づくり」、「「事故米」対応について」を全国紙等に掲載した。

(5) 政府インターネットテレビ

「農商工連携」をテーマに作成し、掲載した。

(6) 広 聴 活 動

国政モニター随時報告

「食料自給率向上のために」や「減反政策と食の安全」等4件のモニターからの質問について、回答した。

第7節 行政情報化の推進

1 電子政府の推進

電子政府の推進については、電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目標として、行政手続のオンライン利用の促進を図るため、インターネット上の一つの窓口で申請が行えるようにするとともに、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や、業務・システムの一元化・集中化等の業務・システム最適化を行うため、以下の取組を実施した。

(1) オンライン利用の促進

「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。）に掲げる年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）を中心に、使い勝手の向上のための改善を行うなど、オンライン利用を促進する取組を実施した。

(2) 業務・システムの最適化

ア 「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）」については、最適化計画に基づき、平成20年度中にシステム開発を完了した。
イ 「生鮮食料品流通情報データ通信システム」及び「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）」については、各最適化計画に基づき、システムの企画、設計・開発を実施した。

2 行政事務のペーパーレス化（電子化）

平成20年度におけるペーパーレス化（電子化）の推進方策を定め、重点的にペーパーレス化を推進する事務を定めるなど、電子メール及び電子掲示板の活用による行政事務のペーパーレス化を進めることにより、行政事務の効率化、簡素化及び情報の共有化を図った。

3 セキュリティ対策

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改訂を踏まえ、農林水産省の情報セキュリティポリシーである「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」の一部改正を行い、行政事務従事者の情報の適正な取扱いの確保に努めた。

第8節 年次報告等

1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成20年度食料・農業・農村の動向」及び「平成21年度食料・農業・農村施策」を平成21年5月19日に閣議決定し、同日付けで第171回国会に提出した。

食料・農業・農村基本計画のもとでの主要施策の進捗状況、農村の現場や各主体（行政、農業関係機関、農業者、事業者、消費者等）の具体的な取組状況等を整理することにより、これらについて国民の関心と理解を一層深めることを狙いとして作成した。全体の構成としては、冒頭に、「事故米穀の不正規流通問題への対応と消費者の食に対する信頼の回復に向けて」を記述し、この1年の特徴的な動きを「トピックス」として、「国内農業の食料供給力（食料自給力）の確保に向けた取組」、「農村における雇用創出への取組」を紹介した。本編では、第1章を特集章として、「水田フル活用を通じた食料自給力の強化に向けて」を取り上げ、第2章では、「食料」、「農業」、「農村」ごとに主な動向について簡潔に記述した。特に、以下の点について力点をおいて、当該分野の動向を分析、記述した。

第1章：食料品の価格上昇と食料消費の動向、生産資材の価格上昇が経営に与えた影響と対応、水田フル活用による食料自給力・自給率の向上、米粉利用の推進を含む米の消費拡大、飼料自給力・自給率の向上に向けた取組、需要に応じた生産の展開

第2章：食料自給力・自給率の向上に向けた戦略的取組、食の安全と消費者の信頼の確保の取組、農業経済、農業労働力の現状、担い手の育成・確保に向けた取組、農業の体質強化と高付加価値化、資源・環境対策の推進状況、農村地域の現状、農村の資源等の保全・向上、農商工連携、雇用対策の推進状況、共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に係る各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的とし、考え方及び推計方法は、「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は①農・漁業（きのこ等特用林産物を含む。）及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農

業の経済計算」等から構成されている。

平成20年度においては、平成18年度版を公表した。平成18年度の農業・食料関連産業の国内総生産はほぼ前年並みで48兆5,807億円であった。農業・食料関連産業は、全体の国内総生産（GDP）の9.5%を占めており、農業は0.9%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成20年度においては、「平成17年産業連関表」について計数の調整等を行い、平成21年3月に公表した。

第9節 農林水産省図書館

1 収 書

平成20年度に購入等により新たに収集した図書館資料数は、図書4,906冊、DVD及びビデオテープ67タイトル、CD-ROM106タイトルである。

この結果、平成20年度末における図書館資料数は、図書213,674冊、DVD及びビデオテープ2,611タイトル、CD-ROM1,102タイトルである。

また、平成20年度の新聞・雑誌の購読数は1,052種（国内931種、外国121種）である。

2 納本及び配付

平成20年度に国立国会図書館法に基づき、農林水産省が発行した資料（以下「農林水産省発行資料」という）の国立国会図書館への納本数は525種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省発行資料の配付を行った。

3 利 用

平成20年度の来館者数は31,668人、図書館資料の貸出冊数は9,282冊であった。

また、当館と国立国会図書館並びに各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは301冊（貸出135冊、借受166冊）であった。

4 情報システムの活用

図書館利用者に対するサービスを迅速かつ正確に行うため、図書館資料の貸出、返却手続、資料の検索等

の業務をシステム化している。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書館資料の目録情報及びPDFファイル化した農林水産省発行の資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

なお、平成20度は222冊の農林水産省発行資料のPDFファイル化を行い、20年度末におけるPDFファイル数は2,525ファイルである。

5 電子・映像情報室

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。

第10節 食料の安定供給の確保

1 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、ここ10年程度は40%前後で推移していたが、平成20年度は前年度から1ポイント増加して41%となった。

一方、生産額ベースにおいても長期的に低下傾向であり、昭和40年度の86%から平成20年度は65%へと低下している。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。このような中、平成20年度は、2,473kcal（対前年度78kcal減）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2%、F：11.4%、C：76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成20年度は、P：13.0%（対前年度0.1ポイント増）、F：28.9%（同0.1ポイント増）、C：58.1（同0.2ポイント減）となった。

なお、平成20年度の品目別の消費量（国民1人・1

日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、豚肉、鶏肉等が増加し、牛乳・乳製品、米等が減少した。

(3) 食料自給率に関する情報提供等

食料自給率は、国内生産だけでなく、国民の食料消費のあり方によって左右されるものであるため、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）において設定されている食料自給率目標（平成27年度においてカロリーベースで45%等）を達成するためには、生産面での取組のみならず、消費面における国民参加型の取組が不可欠である。

このような取組を促進するため、平成19年7月から平成20年5月までの会合を通じ検討を重ねた「食料の未来を描く戦略会議」が平成20年5月にとりまとめたメッセージに呼応して、平成20年10月に食料自給率向上に向けた国民運動「FOOD ACTION NIPPON」を立ち上げた。この国民運動の中で、地元農産物の選択をはじめとする5つのメッセージをもとに、食料自給率の現状や食料自給率を高めていくことの意義等について消費者に対して広報活動を行った。

表2 食料自給率等

（平成920年度。（ ）内は平成19年度）

供給熱量ベースの総合食料自給率（%）	41（40）
生産額ベースの総合食料自給率（%）	65（66）
総供給熱量（kcal）	2,473（2,551）
PFC供給熱量比率（%）	
P（たんぱく質）	13.0（12.9）
F（脂質）	28.9（28.8）
C（糖質）	58.1（58.3）

	品目別自給率（%）	国民1人・1年当たり供給純食料（kg）
米	95（94）	59.0（61.4）
小麦	14（14）	31.1（32.3）
大豆	6（5）	6.7（6.8）
野菜	82（81）	94.2（94.5）
果実	41（40）	40.1（41.2）
肉類	56（56）	28.5（28.2）
鶏卵	96（96）	16.8（17.1）
牛乳・乳製品	70（66）	86.3（93.3）
魚介類	53（53）	31.5（32.0）

2 不測時の食料安全保障

食糧・農業・農村基本計画に基づき、「不測時の食料安全保障マニュアル」（平成14年3月策定。以下「マニュアル」という。）について、国民に普及・啓発するため、パンフレット、ホームページ等による情報提供を行うとともに、世界の食料需給等に関する情報収集を行う

とともに、マニュアルの実効性について点検を実施した。

3 食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート（Monthly Report）」を平成20年7月から毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しを定量的に予測・分析した「2018年における世界の食料需給見通し」を平成21年1月16日に公表した。さらに、これらの分析に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート2008（年報）」を平成21年3月31日に公表した。

第11節 資源・環境対策の推進

農林水産業は、自然循環機能を利用しながら営まれる活動であり、持続可能な農林水産業を推進することにより、地球温暖化をはじめとした環境問題に適切に対応していく必要がある。

バイオマス利活用、地球温暖化対策、生物多様性保全をはじめ、環境政策の企画立案を一元的に担当する組織として、平成15年7月に大臣官房環境政策課及び環境政策課資源循環室を設置した。さらに平成19年4月にバイオマス推進室を、平成19年8月に環境バイオマス政策課を、平成20年4月には地球環境対策室をそれぞれ新たに設置し、これまで以上に農林水産分野における資源・環境対策を積極的に推進している。

1 バイオマス利活用の加速化

バイオマスに係る施策は、政府が一体として取り組むべきとの観点から、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定、平成18年3月改定）に基づき進められている。

(1) 国産バイオ燃料の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止や循環型社会の形成、エネルギー問題への対応のみならず、従来の農林水産物の用途の枠を超えたエネルギー用途という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

このような観点から、平成19年2月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」が作成・総理報告され、平成23年に国産バイオ燃料を5万kl生産する目標が立てられた。

この工程表の着実な実施を図るため、農林水産省で

は、原料の調達からバイオ燃料の製造・販売まで地域の関係者が一体となった大規模実証事業を進めている。バイオエタノールについては年間3.1万klの生産を目標として、バイオディーゼル燃料については年間9千klの生産を目標として（平成20年度に新たに9地区採択）、それぞれ取り組んでいる。

また、バイオ燃料の生産拡大による食料供給への影響を考慮し、平成20年度からは、食料供給と両立するバイオ燃料生産の実現に向けて、国内に豊富に存在する稲わら等の未利用バイオマスを有効活用することを目的に、ソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を実施している。

バイオ燃料の生産拡大による食料供給への影響について、平成20年7月の北海道洞爺湖サミット首脳声明において、「バイオ燃料の持続的な生産・使用に関する施策と食料安全保障の両立を確保する」、「非食用植物や非可食バイオマスから生産される第2世代バイオ燃料の開発と商業化を加速する」と明記され、農林水産省でも国際バイオ燃料基準検討会議を立ち上げ、バイオ燃料の持続可能性の基準や指標について我が国の考え方を整理し、平成20年10月に取りまとめた。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、平成20年度税制改正において、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の軽減措置を創設した。

さらに、平成21年度予算概算決定において、平成20年7月の北海道洞爺湖サミット首脳声明や平成20年10月に施行された農林漁業バイオ燃料法等のもと、非食料原料である第2世代バイオ燃料を活用した「次世代バイオマス利活用推進対策」を措置することとなった。

(2) 農林漁業バイオ燃料法

バイオ燃料の生産拡大を推進する「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年法律第45号）が平成20年10月1日に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画及びバイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法に基づく支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けに育成された新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する税制の特例措置も講じられている。

平成20年12月には、食料供給と両立できる非食用の多収穫米を原料にエタノールを製造する取組が、本法に基づく計画として初めて認定された。

(3) バイオマスタウンの推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについては、平成21年3月に構想策定市町村数が196となり、平成22年度末に300市町村のバイオマスタウン構想策定に向けて、着実な進展が図られている。

平成20年度には、「全国バイオマスタウンサミット」等のシンポジウムを開催し更なる推進を図るとともに、平成19年度に引き続き、全国9地区において「地域バイオマス発見活用協議会」を設置し、地域に眠る未利用バイオマスの調査、バイオマスに関するセミナーの開催等を実施した。

また、バイオマスタウン構想の策定・実現や、バイオ燃料の利活用にあたり、豊富な技術的知見を有し、関係者間の調整等地域の取組をコーディネートする「現場で働くことのできる」人材の育成を実施した。

平成21年3月には、バイオマスタウン構想の実現及び一層の普及に向け今後の政策展開の方向性を明確にした「バイオマスタウン加速化戦略」を取りまとめた。

さらに、東アジア地域でのバイオマスタウン構想普及支援のため、平成20年度はタイ、ベトナムの関係者に日本国内で研修を行うとともに現地調査を行った。

2 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。我が国においても、一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっている。

また、世界全体での地球温暖化対策の推進に資するため、我が国の農林水産技術を活用した国際協力が重要である。

さらに、我が国の平成19年度の温室効果ガス総排出量は、基準年比で約9%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成は非常に厳しい状況にあることから、森林吸収源対策、バイオマスの利活用など、京都議定書目標達成計画に位置付けられている対策の加速化を図ることが重要となっている。

このような状況を踏まえ、平成20年7月29日に「低

炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、同日付で「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」の改定を行い、

- ① 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献
- ② 農林漁業者のCO₂削減努力を消費者にわかりやすく伝える「見える化」
- ③ 農地が有する温室効果ガスの吸収源としての機能の活用等の取組

を追加し、農林水産分野における地球温暖化対策を強化した。今後、強化した戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進し、京都議定書6%削減約束の確実な達成に努めていることとしている。

特に「CO₂の見える化」に関しては、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会において具体的な推進方向を検討した。「CO₂の見える化」は、現場の温室効果ガス排出削減の努力を定量的に把握し、これを農林水産物に表示することにより、消費者の商品選択の判断基準の一つを加えるとともに、消費者の温室効果ガス排出削減の意識を醸成するものである。地球環境小委員会における検討結果は、「農林水産分野における省CO₂効果の表示の指針」として平成21年3月に策定・公表したところであり、本指針をもとに、積極的に推進していくこととしている。

3 農林水産分野における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月6日農林水産省新基本法農政推進本部決定)及び「第三次生物多様性国家戦略」(平成19年11月27日閣議決定)に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、間伐等による森林の適切な整備・保全、藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進するとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発に着手した。

平成20年6月には生物多様性基本法が施行された。同法第4条において、「国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則に則り、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされた。

また、生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動を国民に分かりやすくアピールし、農林水産業に対する理解の促進を図るため、「生きもののマーク」について「農林水産省生物多様性戦略検討会(座長: 林良博東京大学教授)」において検討を行った。平成20

年7月にとりまとめられた検討会の提言をうけ、生きもののマークの事例集及び手引きの作成等を行い、現在、限られた地域に留まっているこのような取組を全国各地に広げていくこととしている。

平成20年10月から11月に韓国で開催された、ラムサール条約第10回締約国会議においては、日本と韓国が共同提案した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」が採択され、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割が国際的に共有された。

これらを踏まえ、平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機として、生物多様性保全を重視した農林水産業を一層推進するとともに、わが国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割について国内外に発信し、理解を得ていくこととしている。

第12節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命とした確かつ効率的に調査研究を実施するため、「農林水産政策研究所政策研究基本方針」に基づき政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に領域・チーム制を正式に導入したところであり、20年度においても引き続きこの体制のもとで、行政部局と連携をとりつつ研究を推進した。

2 主要政策研究実施課題

(1) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。

- ア 二国間交渉の戦略的対応に資するためのEPA締結の影響及び関係国の政策の分析
- イ 小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動に係る課題の整理・分析
- ウ 中山間地域振興のための集落間連携の推進方策に関する研究
- エ 諸外国の農林水産研究開発、技術移転及び普及の考え方と施策の展開状況並びに我が国の農林水産研究及び普及政策との比較研究
- オ EU漁業政策の動向分析

(2) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研

究を実施した。

- ア 世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究（平成20年度～22年度）
- イ 水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析（平成19年度～21年度）
- ウ 新たな農林水産環境政策の社会経済的影響評価に関する研究（平成19年度～21年度）
- エ 食料フローモデルによる消費者・実需者ニーズの変化に対応した安定的な食料供給システムの確立に関する研究（平成18年度～20年度）

(3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を活かした基礎的・先導的研究として以下の政策研究を実施した。

- ア 主要国の農業政策決定プロセス等に関する分析
- イ 新たな参加者を活用した多様な主体の連携による地域営農・資源管理システムの構築に関する研究
- ウ 地方分権下における農政の推進主体・体制・体系に関する調査研究

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成20年度は、以下の者を総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）として任命したほか、42人の個別特定分野ごとの客員研究員を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。

- | | |
|-------|---------------------|
| 小泉 武夫 | 東京農業大学応用生物科学部醸造学科教授 |
| 神野 直彦 | 東京大学大学院経済学研究科 教授 |
| 原 剛 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 |
| 松谷 明彦 | 政策研究大学院大学 教授 |

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っており、平成20年度は12人を招へいし以下の取組を行った。

- ア 中国農業科学院農業経済発展研究所より6名、韓国農村経済研究院より6名の計12名の研究者を招へいし、北東アジア政策フォーラム第6回国際シンポジウムを開催した。（平成21年3月）

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

ア 農林水産政策研究所レビュー

所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌として No.28（平成20年7月発行）～No.31（平成21年3月発行）を刊行した。

イ 農林水産政策研究

研究成果の原著論文として論文、研究ノート、調査・資料、書評を掲載する学術的資料として不定期に刊行する。本年度は第14号（平成20年7月発行）を刊行した。

ウ 農林水産政策研究叢書

統一的な課題による研究成果を書籍の形式に集大成したものとして不定期に刊行する。本年度は第9号（平成20年7月発行）を刊行した。

(2) 研究資料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料

第1号（平成20年8月発行）平成19年度カントリーレポート 中国、韓国

第2号（平成20年8月発行）平成19年度カントリーレポート ASEAN、ベトナム

第3号（平成20年8月発行）平成19年度カントリーレポート インド、サブサハラ・アフリカ

第4号（平成20年8月発行）平成19年度カントリーレポート オーストラリア、アルゼンチン、EU
油糧種子政策の展開

所内プロジェクト〔中国チーム〕研究資料

（平成20年6月発行）中国の食料、農業、農産物貿易等の動向

経営安定プロジェクト研究資料

第1号（平成21年3月発行）水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する分析報告

第2号（平成21年3月発行）水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題

〔GM 樹木〕研究資料

（平成21年3月発行）遺伝子組換え樹木／遺伝子組換え作物をめぐる諸外国の政策動向

